

お知らせ

個人市民税・県民税の 給与からの特別徴収

市民税課
☎229-3130 FAX229-3331

特別徴収は、事業主が給与を支払うときに、毎月の給与から個人市民税・県民税を6月から翌年5月までの年12回に分けて徴収し、従業員に代わって納付する制度です。

事業主の皆さんへ

令和3年中(令和3年1月1日～12月31日)の所得に対する個人市民税・県民税の年税額が決定したため、5月16日付で各事業主宛てに特別徴収税額の決定通知書を発送します。特別徴収義務者(事業所)用の通知書には、6月以降に従業員それぞれの毎月の給与から徴収する税額とその合計額などが記載してあります。納税義務者(従業員)用の通知書は、開封せずに従業員に配布してください。

なお、従業員に退職などの異動があり、特別徴収できなくなった人がいる場合、同封の冊子「市民税・県民税特別徴収のご案内」の中の「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必

要事項を記入して市民税課へ提出してください。

固定資産課税台帳に 登録された価格に関する 審査の申出の特例

資産税課
☎229-3131 FAX229-3331
法務室
☎229-3116 FAX229-3255

令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地の税額を据え置く措置が講じられました。このため当該措置の適用対象となった土地に係る令和3年度の価格について、同年度の納税通知書の交付を受けた日から15カ月を経過するまでの間に審査の申出を行うことができます。

「危険な空き家」について ご相談ください

環境保全課
☎229-3398 FAX229-3354

津市では、放置空き家の発生を防止し、危険な空き家の解消を目指しています。倒壊や崩落、建築部材が飛び散る恐れがあるなどの危険な空き家について、地域で対処できず困っている場合は、環境保全課または各総合支所地域振興課へご相談ください。



情報公開制度・個人情報保護 制度の実施状況

総務課
☎229-3276 FAX229-3255

令和3年度中に実施された情報公開制度・個人情報保護制度に基づく開示請求の件数は次のとおりです。



情報公開

開示請求		650件
処理状況	開示	243件
	部分開示	501件
	不開示	40件
	取下げ	12件
審査請求		5件

個人情報保護

開示などの請求		96件
請求内容	開示の請求	96件
	訂正の請求	0件
	利用停止などの請求	0件
処理状況	開示	77件
	部分開示	16件
	不開示	5件
	取下げ	0件
審査請求		0件

※詳しくは津市ホームページをご覧ください。

※1件の請求に対して複数の決定(処理)を行う場合があります。

狂犬病予防注射の接種時期について

狂犬病予防注射は法律で年に1回、4月1日～6月30日の期間内に飼い犬に受けさせることと定められていますが、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえた特例措置として、昨年に引き続き今年度も注射の接種期間が12月31日(土)まで延長されます。

動物病院を受診する際は、感染症防止のための配慮をお願いします。

狂犬病について

狂犬病は犬だけでなく人にも感染し、発症するとほぼ100%死亡する病気です。現在、日本での発生はありませんが、周辺国を含む世界のほとんどの地域で依然として発生していることから、万が一に備え、飼い犬の登録と予防注射を必ず行ってください。

かかりつけの動物病院を持ちましょう

狂犬病以外にも、命に関わる病気がいくつもあります。症状が出てから慌てないために、またペットの日頃の健康管理のために、前もってかかりつけの動物病院を持ちましょう。



問い合わせ 環境保全課 ☎229-3282 FAX229-3354